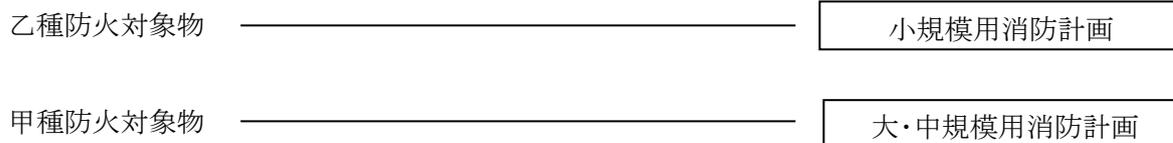
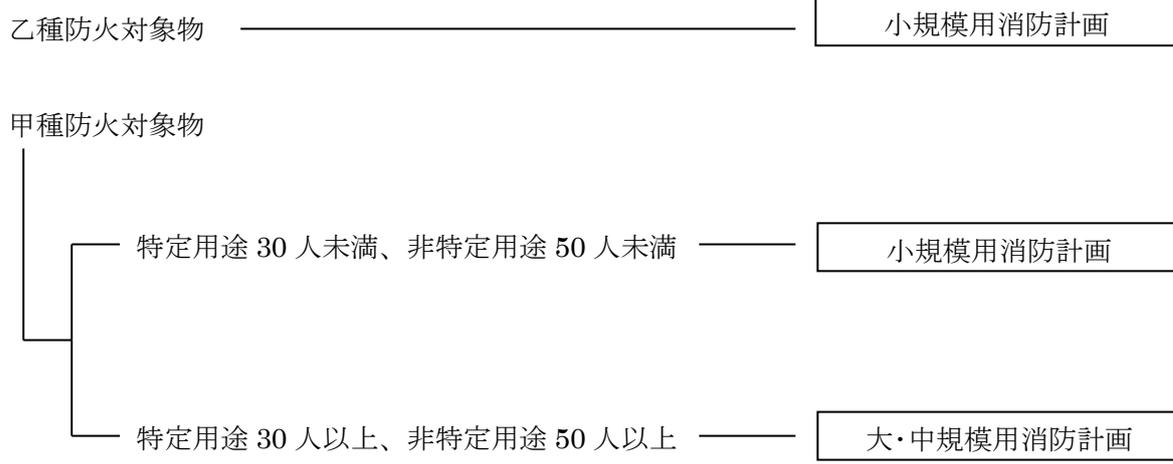


○防火対象物規模別の消防計画分類

1 単一管理権原の場合



2 複数管理権原の場合



※ 防火対象物の区分

区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	
	特定用途 ※6 項口を含むものに 限る	特定用途 ※6 項口を含むものを 除く	非特定用途	特定用途 ※6 項口を含むものを 除く	非特定用途
建物全体の延べ面積	—	300 m ² 以上	500 m ² 以上	300 m ² 未満	500 m ² 未満
建物全体の収容人員	10 人以上	30 人以上	50 人以上	30 人以上	50 人以上

※ 2 の複数管理権原で統括防火管理者を定めなければならない防火対象物の場合
統括防火管理者が作成する「全体についての消防計画」も必要。

※ 大規模防火対象物（延面積 3,000 m²以上）に該当する場合
中規模防火対象物と同様に「大・中規模防火対象物用」様式で作成し、防火対象物の実態を踏まえて、必要な事項を追加記載し作成する。